

行 政 処 分 公 表 書

被 処 分 者	認 定 番 号	埼玉県公安委員会 第 43-0529 号
	自動車運転代行業者 の 名 称 又 は 記 号	てるちゃん代行
	主 たる 営 業 所 が 所 在 す る 市 町 村	春日部市
処 分 年 月 日		令和8年9月1日
処 分 内 容		指示処分
処 分 理 由		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（以下「法」という）第8条第1項に規定する法第5条第1項第6号に掲げる事項（随伴用自動車に関する事項であって政令で定めるもの）を計7回変更（随伴用自動車の増車及び入替）したにもかかわらず、変更の届出をしなかったことによる。
根 拠 法 令		法第8条第1項（変更届出義務違反）
処分を行った公安委員会		埼玉県公安委員会